

畜産会

経営情報

NO. 428

公益社団法人 **中央畜産会**
Japan Livestock Industry Association

〒101-0021 東京都千代田区外神田2丁目16番2号 第2デューアイシービル9階
TEL.03-6206-0846 FAX.03-5289-0890
URL https://jlia.lin.gr.jp/business/manage_info/

令和7年7月20日



主な記事

1 行政の窓

新たな「食料・農業・農村基本計画」について

農林水産省大臣官房政策課

3 お知らせ

各種交付金単価の公表について

2 畜産リノベ情報

令和6年度上期における畜産特別資金等借入者の
計画達成に係る実績点検結果の概要について

(公社) 中央畜産会 資金・経営対策部

1 行政の窓

新たな「食料・農業・農村基本計画」について

農林水産省大臣官房政策課

はじめに

令和7年4月11日に、新たな食料・農業・農村基本計画（以下「新たな基本計画」という）が閣議決定されました。これは、昨年に改正された食料・農業・農村基本法（以下「基本法」という）に基づく、初めての基本計画となります。

本稿においては、新たな基本計画策定に係る経過、新たな基本計画のポイントについて紹介いたします。

新たな基本計画策定に係る経過

今般の新たな基本計画は、従来の基本法に

基づく政策全般にわたる検証・評価、今後20年程度を見据えた課題の整理を行い改正した基本法に基づくものです。

その策定に当たっては、令和6年8月29日に、農林水産大臣から「食料・農業・農村政策審議会」に諮問されました。以降、同審議会企画部会において、計12回にわたり審議が行われました。また、幅広くご意見を伺うため、令和7年2月には、全国11カ所で地方意見交換会を実施するとともに、ウェブサイト等で国民の皆さまからのご意見・ご要望を募集しました。これらを踏まえて、新たな基本計画案が、同年3月27日に同審議会会長から農林水産大臣に答申されました(図1)。

(図1) 食料・農業・農村政策審議会審議経過

令和6年

- 8月29日 ○ 第1回(第46回本審議会、第108回企画部会 合同会議)
諮問、我が国の食料安全保障をめぐる情勢、今後の審議の進め方
- 10月2日 ○ 第2回(第110回企画部会)
国民一人一人の食料安全保障・持続可能な食料システム
- 10月16日 ○ 第3回(第111回企画部会)
環境と調和のとれた食料システムの確立・多面的機能の発揮、
農村の振興
- 11月6日 ○ 第4回(第112回企画部会)
我が国の食料供給(農地、人、技術)
- 11月20日 ○ 第5回(第113回企画部会)
我が国の食料供給(品目、動植物防疫)
- 12月4日 ○ 第6回(第114回企画部会)
我が国の食料供給(生産資材の供給、輸入の安定化)、輸出の促進
(海外からの収益の拡大)、国際戦略、分野横断的事項(国民理解の
醸成、団体間の相互連携等、DXの推進)
- 12月18日 ○ 第7回(第115回企画部会)
これまでの議論を踏まえた検討の視点の整理

令和7年

- 1月22日 ○ 第8回(第116回企画部会)
食料・農業・農村基本計画骨子(案)
- 2月5日 ○ 第9回(第117回企画部会)
食料・農業・農村基本計画骨子(案)
- 2月7日 ○ ウェブサイト等による意見募集
～2月21日
- 2月17日 ○ 地方意見交換会
～2月21日 (全国11ブロック:北海道(札幌)、北海道(帯広)、東北、関東、
北陸、東海、近畿、中国、四国、九州、沖縄)
- 3月14日 ○ 第10回(第118回企画部会)
食料・農業・農村基本計画(案)
- 3月21日 ○ 第11回(第119回企画部会)
食料・農業・農村基本計画(案)
- 3月27日 ○ 第12回(第47回本審議会、第120回企画部会 合同会議)
答申

(図2) 第217回国会(通常会) 審議経過

令和7年

- 3月19日 ○ 衆議院 農林水産委員会
農林水産関係の基本施策に関する件
・ 質疑(3時間)
- 3月24日 ○ 参議院 農林水産委員会
農林水産に関する調査(食料・農業・農村基本計画に関する件)
・ 質疑(3時間10分)
- 3月25日 ○ 衆議院 農林水産委員会
農林水産関係の基本施策に関する件
・ 質疑(3時間)
・ 決議(新たな食料・農業・農村基本計画に基づく施策の推進に関する件)
- 参議院 農林水産委員会
農林水産に関する調査(食料・農業・農村基本計画に関する件)
・ 質疑(50分)
・ 決議(新たな食料・農業・農村基本計画に基づく施策の推進に関する決議)
- 4月11日 ○ 国会報告
- 4月15日 ○ 参議院 農林水産委員会
農林水産に関する調査(食料・農業・農村基本計画に関する件)
・ 説明聴取
・ 質疑(3時間)
- 4月16日 ○ 衆議院 農林水産委員会
農林水産関係の基本施策に関する件
・ 説明聴取
・ 質疑(4時間)

また、第217回国会(通常会)においても、衆議院農林水産委員会において6時間、参議院農林水産委員会で4時間の審議が行われ、3月25日にはそれぞれの委員会において決議がなされました(図2)。

こうした議論を積み重ね、4月11日に閣議決定されました。

新たな基本計画のポイント

新たな基本計画は、激動する国際情勢や人口減少等の国内状況の変化等の中にあっても、平時からの食料安全保障を実現する観点から、初動5年間で農業の構造転換を集中的に推し進めるため、その計画期間を5年間としています。

また、これまでの「食料、農業及び農村に関する施策についての基本的な方針」や「食料、農業及び農村に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策」等に加え、改正基本法に基づき、新たに「食料安全保障の動向に関する事項」（法第17条第2項第2号）、「食料自給率その他の食料安全保障の確保に関する事項の目標」（法第17条第2項第3号）を位置付けています。

上記目標については、毎年その達成状況を調査・公表（法第17条第7項）することとし、あわせて、施策の有効性を示すKPIを設定し、計画期間中にも検証をしっかりと行うことを通じて、PDCAサイクルによる施策の不断の見直しを行うこととしています。

具体的な施策については以下のとおりです（図3）。

① わが国の食料供給

わが国においては、農地が現在の人口1.2億人分の需要全体を賄うために必要な面積の1/3程度しかなく、さらに農業者の急速な減少や高齢化が見込まれます。そうした中でも、農地、人や生産資材等の資源を確保し、それらと、農業生産基盤の整備・保全、先端技術の開発・普及とが効率的に組み合わせられた農業構造へ転換して生産性を向上させることにより、食料自給力を確保します。また、生産性向上と付加価値向上を通じ、農業経営の収益力を高め、農業者の所得向上を図ることにより、農業の持続的発展を図ります。くわえて、食料の安定的な輸入の確保、備蓄の確保を図ります。

具体的には、まず、水田政策について、令和9年度から根本的に見直すこととし、水田

（図3）新たな「食料・農業・農村基本計画」のポイントについて



を対象として支援する水田活用の直接支払交付金を作物ごとの生産性向上等への支援へと転換することを位置付けました。くわえて、コメ輸出のさらなる拡大に向けて、低コストで生産できる輸出向け産地を新たに育成するとともに、海外における需要拡大を推進します。

また、規模の大小や個人・法人などの経営形態にかかわらず、農業で生計を立てる担い手、農地・水を確保するとともに、地域計画に基づき担い手への農地の集積・集約化を推進します。

さらに、サステナブルな農業構造を実現するため、親元就農や雇用就農の促進により、担い手を確保します。

生産コストの低減を図るため、農地の大区画化、情報通信環境の整備、スマート農業技術・DXの推進や農業支援サービス事業者の育成、品種の育成、共同利用施設等の再編集約・合理化等を推進します。

くわえて、生産資材の安定的な供給を確保するため、国内資源の肥料利用の拡大、化学肥料の原料備蓄、主な穀物の国産種子の自給、国産飼料への転換を推進します。

② 輸出の促進（輸出拡大等による「海外から稼ぐ力」の強化）

国内の人口減少に伴う食料需要の減少が見込まれる中、国内への食料供給に加え、今後成長する海外の食市場を取り込み、農林水産物・食品の輸出の促進等により海外から稼ぐ力を強化することで、農業生産の基盤、食品産業の事業基盤等の食料供給能力を確保します。

具体的には、輸出拡大等により、海外から稼ぐ力を強化するため、マーケットイン・マーケットメイクの観点からの新たな輸出先の開拓、輸出産地の育成、国内外一貫したサプラ

イチェーンの構築を推進します。

また、食品産業の海外展開およびインバウンドによる食関連消費の拡大による輸出拡大との相乗効果の発揮を図ります。

③ 国民一人一人の食料安全保障・持続的な食料システム

国民一人一人の食料安全保障を確保するには、国として食料の総量を確保するだけでなく、食料を生産・加工し、消費者まで送り届ける必要があり、食料の生産から消費に至る各段階の関係者が有機的に連携した「持続的な食料システム」を構築します。また、物理的アクセスや経済的アクセスの問題に対応した平時からの食品アクセスに加え、食料供給が不足するなどの不測時の食品アクセスを確保します。

具体的には、食料システムの関係者の連携を通じた、食品等の持続的な供給のための取組の促進等による食品産業の持続的発展を図るとともに、コストの明確化、消費者理解の醸成等を通じた食料システム全体での合理的な費用を考慮した価格形成を推進します。

食品アクセスの確保に関しては、ラストワンマイル物流の確保、未利用食品の出し手・受け手のマッチング、フードバンク等の食料受入・提供機能の強化等を行います。

④ 環境と調和のとれた食料システムの確立・多面的機能の発揮

食料システムを持続可能なものとするために、食料供給の各段階において環境に与える負の側面にも着目し、環境負荷の低減を図ります。また、多面的機能について、環境への負荷低減を図りつつ、適切かつ十分に発揮します。

具体的には、GXに取り組む民間活力を取り込み、脱炭素化、生産性向上、地域経済の活

性化を同時に実現する「みどり GX 推進プラン」の策定、新たな環境直接支払交付金やクロスコンプライアンスの実施を通じた環境負荷低減の取組、バイオマス・再生可能エネルギー利用等の農林漁業循環経済の取組を促進します。また、多様な者の参画等を得つつ、共同活動を行う組織の体制強化により、農業生産活動の継続を通じた多面的機能の発揮を促進します。

⑤ 農村の振興

農村人口の減少下においても、地域社会が維持され、農村の有する食料供給機能および多面的機能が発揮されるよう、農業生産基盤の整備・保全や共同活動の促進、農村と関わりを持つ者の増加に資する所得向上や雇用創出を図る経済面の取組、生活利便性を確保する生活面の取組等を推進します。

具体的には、総合的な農村振興のため、「地方みらい共創戦略」を策定し、官民共創の仕組みを活用した、地域内外の民間企業の参画促進や地域と企業の新たな結合等により、関係人口の増加を図り、楽しい農村を創出します。

農泊や農福連携等、地域資源をフル活用し付加価値のある内発型新事業を創出するとともに、移動手段の確保等、生活インフラ等の確保に取組みます。

また、きめ細やかな中山間地域等の振興のため、農村 RMO（農村型地域運営組織）の立上げ等による集落機能の維持、地域課題に対応したスマート農業技術の開発・導入、地域の特色を生かした農業で稼ぐための取組を支援します。

⑥ 国民理解の醸成

食料の持続的な供給を確保するためには、消費者、国民が、生産などの実態を理解し、日々

の購買行動によって、支えることが重要です。食育の推進、食文化の保護・継承等を通じて、食料・農業・農村に対する消費者のさらなる理解や実際の行動変容につなげます。

⑦ 自然災害への対応

東日本大震災、令和 6 年能登半島地震や豪雨災害からの復旧・復興等に向けた取組を引き続き推進します。また、自然災害が激甚化・頻発化する中、自然災害への備えとして、初動対応の迅速化を含む災害対応の体制強化や、防災・減災対策等に取組みます。

また、これらの施策を総合的かつ計画的に推進するため、食料システム全体の生産性向上に向けた DX の推進、デジタル化による行政手続の効率化や食料システムの関係者間の連携、地方公共団体や団体等の幅広い関係者の参画と関係府省庁の連携による施策の推進等を位置付けています。

おわりに

この新たな基本計画を実行し、食料・農業・農村の未来を築くためには、生産者、食品事業者、消費者の皆さまなど食料システムの関係者・関係団体間の相互理解と連携・協働が重要です。引き続き皆さまのご理解とお力添えを賜りますよう、お願いいたします。

新たな基本計画の本文等は、次の QR コードに掲載していますので、ぜひご覧ください。



（筆者：農林水産省大臣官房政策課 企画官
入山 優）

中央畜産会からのお知らせ

農場HACCP様式集

— 令和7年版 —



家畜伝染病の予防と畜産物の安全の確保は、畜産物の生産を行う上で極めて重要な課題です。

中央畜産会は、農場 HACCP に取り組む関係者の養成を図るため、農場での構築指導を担う農業指導員を養成する農場指導員養成研修を実施し、令和7年3月までの受講者は4,981名となっています。

また、令和7年4月時点では462農場が農場 HACCP 認証を取得しており、これまでの認証取得支援および認証審査を通じて多くのノウハウが蓄積されてきました。

そして今般、農場 HACCP 認証基準の一部改正（令和4年7月）やこれまでに蓄積されたノウハウを通じ、農場 HACCP の文書・記録に関する様式集を改訂しました。

本書は、これから農場 HACCP の構築を目指す畜産農場等関係者の皆さまの参考としてご活用いただける1冊です。

価格
4,950円
(税込)
※送料別

お問い合わせ・お申込みは下記まで

公益社団法人中央畜産会 経営支援部（情報）

〒101-0021 東京都千代田区外神田 2-16-2 第2 ディアイシービル 9階

TEL: 03-6206-0846 FAX: 03-5289-0890 Email: book@jlja.jp

FAX 03-5289-0890

（農場HACCP様式集 — 令和7年版 — 申込書）

氏名・団体名: _____ (担当者: _____)

送付先住所: 〒 _____

TEL: _____ FAX: _____

必要書類: 請求書・納品書・見積書 請求日付: 有・無

請求書宛名: 個人・会社（団体）・その他 (_____) 購入冊数: _____ 冊

2 畜産リノベ情報

令和6年度上期における畜産特別資金等借入者の計画達成に係る実績点検結果の概要について

(公社) 中央畜産会 資金・経営対策部

1 本点検の概要

- (1) 本実績点検は、畜産特別資金融通事業実施要領の規定に基づき、畜産特別資金等借入者の経営改善計画に対する令和6年度上期（1～6月）の達成状況を把握し、その後の経営改善指導につなげることを目的に道府県畜産協会等が実施しているものです。
- (2) この点検結果について、20道府県畜産協会等からの報告322戸【畜産特別資金〔経営改善支援資金、特別支援資金、特別支援（新）資金、改善緊急支援資金、特別支援（改）資金、特別支援資金（令和5～9年度）〕、畜産経営維持緊急支援資金（以下、「緊急支援資金」という）〕に基づき取りまとめを行いました。

2 集計・取りまとめ方法

- (1) 道府県畜産協会等から報告されたデータ「実績点検集計表」を集計システムソフトにより、畜産特別資金および緊急支援資金ごとに大家畜【酪農、肉用牛〔肉専繁殖、肉専肥育、乳用肥育、哺育肥育〕】、養豚【繁殖、一貫、肥育】のデータ集計表を作成しました。
- (2) (1)のデータ集計表を酪農、肉用牛、養豚ごとに集計し、計画に対する進捗状

況について取りまとめを行いました。その取りまとめ結果の概要は3のとおりです。

- (3) 実績点検結果の集計に当たって、報告のあった中で実績等が未入力で年間計画と比較できない調査農家等については集計に反映できませんでした。

3 結果概要

【令和6年度上半期における畜産特別資金等借入者の計画達成に係る実績点検結果要旨】

- 酪農経営の上半期実績について、全国計（一戸当たり）では畜産部門収入が年間計画の50%を下回り、畜産部門支出も年間計画の50%を下回ったものの、償還財源は年間計画の50%を確保されていない状況です。令和5年度の猛暑の影響による淘汰牛の増加や繁殖成績の低下による生乳生産量の減少などが要因となっています。
- 肉用牛経営の上半期実績について、全国計（一戸当たり）では畜産部門収入が年間計画の50%を上回っているものの、畜産部門支出も年間計画の50%を上回ったことから、償還財源は年間計画の50%を確保されていない状況です。飼料、資材、光熱費等の高騰などが要因と

なっています。なお、子牛相場・枝肉相場の低迷により収入が減少している農家もみられます。

- 養豚経営の上半期実績について、全国計（一戸当たり）では畜産部門収入が年間計画の50%を上回っているものの、畜産部門支出も年間計画の50%を上回ったことから、償還財源は年間計画の50%を確保されていない状況です。飼料価格の高騰などが要因となっています。なお、飼養管理不足により繁殖成績の低下や事故率が上昇している農家もみられます。

（１）酪農経営

ア 計画に対する進捗状況（表１）

- ① 報告があった農家数112戸の一戸当たりの実績は、飼養頭数は135.3頭（計画対比99.5%）で、畜産部門収入は55,749千円（同48.1%）、畜産部門支出は51,863千円（同47.3%）、家計費は2,995千円（同56.0%）となり、償還財源は2,144千円（同40.0%）となっています。

- ② 北海道の一戸当たりの実績は、飼養頭数は247.8頭（計画対比100.4%）で、畜産部門収入は94,109千円（同46.7%）、畜産部門支出は91,743千円（同46.2%）、家計費は4,775千円（同56.3%）となり、償還財源は272千円（同6.0%）となっています。

- ③ 一方、府県の一戸当たりの実績は、飼養頭数は65.2頭（計画対比97.2%）で、畜産部門収入は31,844千円（同51.1%）、畜産部門支出は27,011千円（同50.0%）、家計費は1,938千円（同55.6%）となり、償還財源は3,307千円（同56.2%）となっています。

- ④ 全国の償還財源の進捗率は、25%以下の農家が44戸（39.3%）、25～50%未満が15戸（13.4%）、50%以上が53戸（47.3%）となっています。

イ 計画に対して進んでいない要因等（主な事例：以下、同じ）

[畜産部門収入]

- ① 飼養管理不足等による生乳生産・出荷量、販売収入の減少

（表１）酪農経営の資金別計画達成の進捗状況（一戸当たり）

（単位：千円、%）

区分	資金名	集計戸数	飼養頭数		畜産部門収入		畜産部門支出		家計費		償還財源	
			(平均)	計画対比	(平均)	計画対比	(平均)	計画対比	(平均)	計画対比	(平均)	計画対比
北海道	畜産特別資金	43	247.8	100.4%	94,109	46.7%	91,743	46.2%	4,775	56.3%	272	6.0%
	緊急支援資金											
	計	43	247.8	100.4%	94,109	46.7%	91,743	46.2%	4,775	56.3%	272	6.0%
府県	畜産特別資金	37	72.4	96.0%	36,612	49.9%	31,631	51.0%	2,089	54.9%	3,849	42.9%
	緊急支援資金	32	56.8	99.2%	26,332	53.2%	21,668	48.4%	1,756	56.6%	2,689	115.5%
	計	69	65.2	97.2%	31,844	51.1%	27,011	50.0%	1,938	55.6%	3,307	56.2%
計	畜産特別資金	80	166.7	99.5%	67,516	47.4%	63,941	47.2%	3,487	55.9%	1,926	29.3%
	緊急支援資金	32	56.8	99.2%	26,332	53.2%	21,668	48.4%	1,756	56.6%	2,689	115.5%
	計	112	135.3	99.5%	55,749	48.1%	51,863	47.3%	2,995	56.0%	2,144	40.0%

- ・労働力不足により繁殖管理が十分にできていない
 - ・労働力不足により給餌量が少なくなっている
 - ・スモール（育成期にある牛）価格の低迷による収入減少
 - ・飼料高騰対策として給餌を抑えたことによる乳量の低下
 - ・サイレージ（乳酸発酵飼料）の品質低下による乳量の伸び悩み
 - ・初産の割合が増加したことによる乳量の低下
 - ・分娩間隔の長期化に伴う乳量の減少
 - ・乳脂肪分の低下による販売収入の減少
- ② 疾病、死亡等による飼養頭数、生乳生産量の減少
- ・令和5年度の猛暑の影響を引きずっており乳量が回復しない
 - ・令和5年度の猛暑の影響による繁殖成績の低下、分娩間隔の長期化
 - ・難治性乳房炎の発症による出荷乳量の減
 - ・令和5年度の猛暑の影響で淘汰牛が増加した結果、初産の割合が増えたことによる乳量の低下
 - ・関節炎等の飛節のトラブルによる死亡・廃用牛の増加
 - ・分娩後の低カルシウム血症（血中カルシウム濃度の急激な低下）の発生

[畜産部門支出]

- ・妻の入院や従業員の休日が増えたためヘルパー利用が増加
- ・体力的な問題から圃場作業を委託したことによる費用の増加
- ・自給飼料面積の拡大による種苗費等

の増加

- ・機械の修理費や施設の修繕費用の増加
- ・資材や飼料の高騰による費用の増加
- ・外部預託頭数の増加
- ・育成牛の預託料、酪農コントラクター（牧場作業請負業者）作業委託料の値上げ

ウ 地域で実施した指導と今後の対応

① 経営・資金管理等の指導

- ・資金管理について自分で考え、経営ができるようにする
- ・毎月一定金額を積立し、約定金の延滞が発生しないように管理する
- ・定期的に経営検討会を開催し、借受者に経営者としての債務返済モチベーションの維持を図った
- ・共済の保障内容の見直し、不必要な保障の解約を行い生活費の圧縮を図った
- ・買掛未払金は資金借換以降サイトを利用せず単月決裁を実施
- ・修理代などの突発的な支払いに対し、初産牛を売らずに頭数の確保を図る

② 飼養技術・管理等の指導

- ・乳飼比が高いため、給餌内容の改善を図り、飼料費の削減に努める
- ・個体乳量を増やすよう給餌内容や飼養管理を改善する
- ・夏の猛暑による乳量の減少や分娩時期の偏りに対し飼養管理を徹底する
- ・牛群検定（乳用牛群能力検定事業）の成績をもとに未受胎牛の淘汰を行い、繁殖成績の改善を図る
- ・搾乳時間の短縮を目指し、搾乳待機

場の整備、搾乳手順と作業分担の見直しを図った

- ・飼料費圧縮に向けたコンサルにより、低コストの濃厚飼料への切り替えに取り組む
 - ・個体ごとの繁殖成績を分析し、分娩間隔の短縮化と繁殖成績の優良な血統の自家保留を図る
 - ・夏の粗飼料の食い込み量不足を防止するため、ソーカー（暑熱対策システム）を設置した
 - ・発情の見逃しなどを防ぐため、牛の観察と牛舎環境の改善を徹底するよう指導した
- ③ 自給飼料の確保等の指導
- ・自給飼料の増産による飼料費のさらなる圧縮の指導を実施
 - ・耕作放棄地利用による飼料作物面積の拡大を指導

エ 県協議会の指導・支援事項

- ① 経営状況等の指導
- ・家族労働力の減少が見込まれるため、作業内容を見直すとともに経営状況などを定期的に家畜保健衛生所で確認すること
- ② 飼養技術・管理等の指導
- ・一番草は高品質となるようにこだわりを持って収穫すること
 - ・乳質を安定させペナルティでの損失を減らすこと
 - ・牛群検定（乳用牛群能力検定事業）データをもとに成績の悪い牛の淘汰更新を検討すること
 - ・粗飼料が不足していることで乾物摂取量が足りていない
 - ・牛群検定（乳用牛群能力検定事業）

データの数値は発情の観察にも応用できるため活用すること

- ・MUN（乳中尿素窒素）の増加が著しいため飼料の急変等、牛のストレス原因に注意すること
 - ・牛の配置については、盗食や作業効率面を考えステージごとに配置しなおすこと
 - ・乳中の体細胞が多くペナルティで収入減となっているため、乳房炎や過搾乳に注意し管理すること
- ③ 疾病、事故低減対策等の指導
- ・牛白血病の抑制に努め、乳量を回復させること
 - ・令和5年度の猛暑の影響により死亡した牛が多いため、暑熱対策を実施すること

（2）肉用牛経営

ア 計画に対する進捗状況（表2）

- ① 報告があった農家数 189 戸（経営形態別：肉専繁殖 104 戸、肉専肥育 84 戸、乳用肥育 1 戸、哺育肥育 0 戸）の一戸当たりの実績は、飼養頭数は 161.8 頭（計画対比 100.3%）で、畜産部門収入は 52,318 千円（同 50.3%）、畜産部門支出は 50,400 千円（同 51.9%）、家計費は 1,726 千円（同 59.0%）となり、償還財源は 7,115 千円（同 47.7%）となっています。
- ② 全国の償還財源の進捗率は、25%以下の農家が 62 戸（32.8%）、25～50%未満が 47 戸（24.9%）、50%以上が 80 戸（42.3%）となっています。

(表2) 肉用牛経営の資金別計画達成の進捗状況（一戸当たり）

（単位：千円、％）

資金名	集計戸数	飼養頭数		畜産部門収入		畜産部門支出		家計費		償還財源	
		(平均)	計画対比	(平均)	計画対比	(平均)	計画対比	(平均)	計画対比	(平均)	計画対比
畜産特別資金	72	184.4	100.8%	60,541	48.7%	56,271	49.0%	1,955	55.6%	15,395	52.2%
緊急支援資金	117	147.9	99.0%	47,258	51.6%	46,788	54.3%	1,578	62.0%	2,020	33.9%
計	189	161.8	100.3%	52,318	50.3%	50,400	51.9%	1,726	59.0%	7,115	47.7%

イ 計画に対して進んでいない要因等

〔畜産部門収入〕

- ・子牛相場の低迷の長期化
- ・在庫過多による枝肉相場の低迷
- ・労働力不足により子牛の事故が多発し販売頭数が減少
- ・枝肉上物率（4等級および5等級の格付）が低い
- ・飼養管理不足による枝肉重量の伸び悩み
- ・受胎率の悪い母牛、血統の悪い牛を淘汰したことによる子牛の生産・販売頭数の減少

〔畜産部門支出〕

- ・飼料代について依然として高止まりが継続したこと
- ・光熱費等の高騰

ウ 地域で実施した指導と今後の対応

① 経営・資金管理等の指導

- ・経営検討会を毎月開催し、経営に関する問題点の即時発見・対策に取り組む
- ・生活費の妥当性を確認するため家計簿をつけるよう指導
- ・出荷ごとに償還用の準備金の積立を行う
- ・後継者へスムーズな継承が行えるよう、毎月の営農口座の流れを説明

② 飼養技術・管理等の指導

- ・血液検査による肉質向上や事故防止に努める
- ・もと牛導入費用を抑えるため導入額の上限を設定
- ・経産肥育について出荷予定日を管理し半年間の肥育期間を徹底する
- ・パソコンを活用した枝肉成績の分析と選畜のレベルアップ
- ・血統重視の選畜から、増体重視の選畜に変更し、もと畜費の抑制を図る
- ・給与マニュアルに基づいた適切なビタミン管理により、増体のばらつきと瑕疵の発生を抑制
- ・CBS（繁殖農家から子牛を預かり育成し分娩数ヵ月前まで飼養する施設）を活用し、もと畜費の抑制に取り組む
- ・授精精液は増体が良いものを使用
- ・販売金額が安定している交雑種の肥育技術を黒毛和種にも応用し安定出荷を目指す
- ・繁殖検診により長期不受胎牛などの問題牛の早期治療、淘汰の実施
- ・暑熱対策として牛舎内に最低最高温度計、温湿度計を複数設置し、データをもとに牛舎屋根への散水、日除けの設置を実施
- ・状態の良いもと牛を割安に導入するため、他県市場からの導入を実施

- ・子牛の発育調査を行い、市場性の高い子牛づくりに努める
 - ・超音波画像装置を活用し分娩間隔の短縮に取り組む
 - ・早期離乳を行う子牛は、衛生管理に留意し、個体の観察、疾病の早期発見に努める
 - ・人工哺育を活用することで繁殖牛の早期受精による生産率の向上
- ③ 疾病、事故低減対策等の指導
- ・事故牛の早期発見・早期治療の観点から個体観察頻度を高めるよう指導
 - ・除角による枝肉の瑕疵、事故率の低下を指導
 - ・予防接種、畜舎消毒に取り組み、子牛の事故率の低下を図る

エ 県協議会の指導・支援事項

- ① 経営・資金管理等の指導
- ・預託料の支払いのため子牛の販売時に内入れを行うようにする
 - ・経営診断資料に示される収入予測と実際の販売収入を毎月比較しながら、年間計画を見直すこと
- ② 飼養技術・管理等の指導
- ・早期母子分離により子牛に発育不良が見られるため、離乳は3ヵ月ぐらいとすること
 - ・暑熱対策として換気扇の設置が必要

- ・労働力削減のため、分娩カメラ等の設置・活用の検討を行うこと
 - ・出荷体重を上げるため、牛舎内の過密状態を解消すること
 - ・分娩間隔が長い母牛が増えていることから母牛管理の徹底を指導
 - ・飼料給与プログラムを変更するときはJAや振興センターの担当者に相談すること
- ③ 疾病、事故低減対策等の指導
- ・牛舎の一部が破損しており、事故の原因になることから早急に修繕を行うこと

(3) 養豚経営

ア 計画達成に係る進捗状況（表3）

- ① 報告があった農家数21戸（経営形態別：繁殖2戸、一貫16戸、肥育3戸）の一戸当たりの実績は、飼養頭数は784.3頭（計画対比99.1%）で、畜産部門収入は77,074千円（同58.2%）、畜産部門支出は75,706千円（同70.8%）、家計費は1,365千円（同51.8%）となり、償還財源は6,616千円（同33.9%）となっています。
- ② 全国の償還財源の進捗率は、25%以下の農家が6戸（28.6%）、25～50%未満が7戸（33.3%）、50%以上が8戸（38.1%）となっています。

（表3）養豚経営の資金別計画達成の進捗状況（一戸当たり）

（単位：千円、%）

資金名	集計戸数	飼養頭数		畜産部門収入		畜産部門支出		家計費		償還財源	
		(平均)	計画対比	(平均)	計画対比	(平均)	計画対比	(平均)	計画対比	(平均)	計画対比
畜産特別資金	11	797.2	101.4%	84,341	54.3%	80,171	68.4%	1,567	59.0%	11,258	38.8%
緊急支援資金	10	770.2	96.5%	69,079	64.4%	70,795	74.1%	1,213	46.3%	1,509	16.7%
計	21	784.3	99.1%	77,074	58.2%	75,706	70.8%	1,365	51.8%	6,616	33.9%

- イ 計画に対して進んでいない要因等
- ・豚舎の火災による肥育頭数の減少
 - ・飼料価格の高騰による支出の増加
 - ・飼養管理不足による母豚回転率の低下
 - ・自家産のLW豚（ランドレースと大ヨークシャーの交配雌豚）の繁殖成績が不安定
 - ・系統豚の子豚登記検査において、外貌不適による合格数の減少
 - ・密飼による商品化率の低下、事故率の上昇

ステージに応じた飼養管理の徹底を図る

- ・豚舎の環境改善と適正な飼養管理により育成豚の事故率低下に努める
- ・獣医師指導の下、衛生プログラムを見直し、事故率改善を図る

エ 県協議会の指導・支援事項

- ・補助事業の活用による母豚の早期更新
- ・母豚ごとの繁殖台帳の作成・分析

- ウ 地域で実施した指導と今後の対応
- ・管理費削減のための法人IB（インターネットバンキング）や給与計算ソフトの導入
 - ・繁殖、哺乳豚、育成豚、肥育豚の各

問い合わせ先

（公社）中央畜産会 資金・経営対策部

担当：根本

TEL：03-6206-0833

FAX：03-5289-0890

中央畜産会の刊行図書

中央畜産会施設・機械部会 企画・監修

2024

畜産施設機械ガイドブック



わが国の畜産物は、畜産経営における生産性の向上、省力化、低コスト化の実現により安定供給を図ってきました。それを可能にしたのは、生産者とともに発展し技術革新してきた畜産施設・機械です。

本書は中央畜産会の賛助会員である施設・機械部会の会員並びに畜産施設・機械メーカーからの協力を得て畜産経営を支える76社の施設・機械・器具・資材等を収録し、用途別に収録したものです。

経営形態、目的、地域環境を踏まえた畜産施設・機械の導入を行う上で、大いに参考となる一冊です。

- 第1章 飼料用施設・機械
- 第2章 牛用施設・機械・器具
- 第3章 豚用施設・機械・器具

- 第4章 家きん用施設・機械・器具
- 第5章 畜産環境・衛生対策用施設・機械・器具
- 第6章 畜舎・ICT関連・資材・その他

◎畜産 ICT 事業対象機械には★（オレンジ色）のマークを付けています。

（公社）中央畜産会 経営支援部（情報）

〒101-0021 東京都千代田区外神田 2-16-2（第2ディーアイシービル）

TEL 03-6206-0846 FAX 03-5289-0890

E-mail book@jlja.jp URL <http://jlja.lin.gr.jp/>

価格
4,180 円
（税込）
※送料別

3 農畜産業振興機構からのお知らせ

各種交付金単価の公表について

1. 肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）〔令和7年5月分〕

令和7年5月に販売された交付対象牛に適用する畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第3条第1項に規定する交付金について、肉用牛肥育経営安定交付金交付要綱（平成30年12月26日付け30農畜機第5251号）第4の6の（5）のオの規定および同（5）のカの規定により準用する同（1）から（4）までの規定に基づき標準的販売価格および標準的生産費ならびに交付金単価を表1および表2のとおり公表しました。

また、当該交付対象牛に係る交付金の交付については、概算払いを行います。標準的生産費および交付金単価の確定値については、令和7年8月上旬に公表する予定です。

(表1) 肉専用種の交付金単価（概算払）

算出の区域	肉用牛1頭当たりの 標準的販売価格	肉用牛1頭当たりの 標準的生産費	肉用牛1頭当たりの 交付金単価(概算払)※1	算出の区域	肉用牛1頭当たりの 標準的販売価格	肉用牛1頭当たりの 標準的生産費	肉用牛1頭当たりの 交付金単価(概算払)※1
北海道	1,187,174 円	1,208,689 円	12,363.5 円	静岡県	1,188,510 円	1,124,835 円	—
青森県	1,172,095 円	1,154,653 円	—	新潟県	1,245,574 円	1,154,546 円	—
岩手県		1,132,424 円	—	富山県		1,150,949 円	—
宮城県		1,160,240 円	—	石川県		1,138,856 円	—
秋田県		1,120,241 円	—	福井県		1,112,197 円	—
山形県		1,121,985 円	—	岐阜県※2	1,376,880 円	1,170,836 円	—
福島県		1,192,414 円	11,287.1 円	愛知県	1,174,906 円	1,131,644 円	—
茨城県	1,188,510 円	1,170,765 円	—	三重県		1,123,788 円	—
栃木県		1,177,054 円	—	滋賀県	1,212,738 円	1,114,039 円	—
群馬県		1,194,485 円	—	京都府		1,140,530 円	—
埼玉県		1,170,674 円	—	大阪府		1,073,024 円	—
千葉県		1,152,899 円	—	兵庫県※2	1,584,402 円	1,324,894 円	—
東京都		1,162,293 円	—	奈良県	1,212,738 円	1,109,537 円	—
神奈川県		1,159,325 円	—	和歌山県		1,124,486 円	—
山梨県		1,152,215 円	—	鳥取県	1,204,893 円	1,185,187 円	—
長野県		1,154,939 円	—	島根県		1,121,879 円	—

(つづく)

算出の区域	肉用牛1頭当たりの標準的販売価格	肉用牛1頭当たりの標準的生産費	肉用牛1頭当たりの交付金単価(概算払)※1	算出の区域	肉用牛1頭当たりの標準的販売価格	肉用牛1頭当たりの標準的生産費	肉用牛1頭当たりの交付金単価(概算払)※1
岡山県	1,204,893 円	1,129,067 円	—	佐賀県	1,192,980 円	1,118,735 円	—
広島県		1,123,177 円	—	長崎県		1,108,309 円	—
山口県		1,127,713 円	—	熊本県		1,139,699 円	—
徳島県	1,194,204 円	1,140,510 円	—	大分県		1,129,238 円	—
香川県		1,146,022 円	—	宮崎県		1,115,234 円	—
愛媛県		1,095,785 円	—	鹿児島県	1,199,879 円	1,126,037 円	—
高知県	1,192,980 円	1,071,556 円	—	沖縄県		1,085,450 円	—
福岡県		1,128,240 円	—				

(表 2) 交雑種・乳用種の交付金単価（概算払）

	肉用牛1頭当たりの標準的販売価格	肉用牛1頭当たりの標準的生産費	肉用牛1頭当たりの交付金単価(概算払)※1
交雑種	791,374 円	754,187 円	—
乳用種	475,828 円	508,562 円	22,460.6 円

※ 1 肉用牛1頭当たりの交付金単価（概算払）は、配合飼料価格安定制度における四半期別の価格差補填の発動がないものとして算出した肉用牛1頭当たりの標準的生産費（見込み）と、肉用牛1頭当たりの標準的販売価格との差額に、100 分の 90 を乗じた額から 7,000 円を控除した額です。

※ 2 ※ 2 を付した 2 県については、都道府県標準販売価格が、全国一律を区域として算出した標準的販売価格に、都道府県標準販売価格の標準偏差の 2 倍の額を加えた額を上回ったため、単独で標準的販売価格の算定を行っています。

注）令和 2 年 4 月末日から令和 3 年 5 月末日までに負担金の納付期限を迎える登録肉用牛のうち、負担金の納付期限を猶予した登録肉用牛について、交付金の交付がある場合は、国費分のみ（4 分の 3 相当額）の支払となります。

2. 肉豚経営安定交付金（豚マルキン）〔令和 7 年度第 1 四半期〕

令和 7 年 4 月から 6 月までの算出期間（令和 7 年度第 1 四半期）における畜産経営の安定に関する法律（昭和 36 年法律第 183 号）第 3 条第 1 項に規定する交付金については、肉豚経営安定交付金交付要綱第 4 の 5 の（5）の規定により算出した見込みの標準的販売価格および見込みの標準的生産費がそれぞれ下記のとおりとなり、前者が後者を下回らなかったことから、概算払いはありません。

なお、今回の算出期間における確定値については、8 月上旬に公表する予定です。

(表 3) 肉豚経営安定交付金単価について

算出期間	令和 7 年 4 月から 6 月まで
肉豚 1 頭当たりの見込みの標準的販売価格	47,419 円／頭
肉豚 1 頭当たりの見込みの標準的生産費	44,413 円／頭
肉豚 1 頭当たりの見込みの交付金単価※	—（概算払いなし）

※ 肉豚 1 頭当たりの見込みの交付金単価は、肉豚 1 頭当たりの見込みの標準的生産費と肉豚 1 頭当たりの見込みの標準的販売価格との差額に 100 分の 90 を乗じた額から 1,100 円を控除した額です。